平成２６年（フ）第１３号
青森県弘前市大字富田町112番地　キャトルセゾン205号
破産者　小野　明彦
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４号
青森県弘前市大字富田町112番地　キャトルセゾン205号
破産者　小野　亜希
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５号
青森県黒石市大字前町44番地１
破産者　木村　　亮
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１６号
青森県弘前市大字富士見町20番地３　グリーン荘５号
破産者　小田切正喜
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７号
青森県弘前市大字在府町32番地　工藤住宅３号
破産者　有馬　秀子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１８号
青森県平川市長田元村５番地１
破産者　對馬　彦治
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２３号
青森県黒石市あけぼの町76番地11
破産者　浅利ゆきこ
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２５号
青森県弘前市大字外崎４丁目８番地15　ちひろハイツ16号
破産者　須藤　勝哉
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２７号
青森県弘前市大字銅屋町64番地　花岡アパート１号
破産者　齋藤　鐵衛
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３０号
青森県弘前市大字富田２丁目１番地21
破産者　福士　和人
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０１５号
東京都国分寺市西町５丁目22番地都営国分寺西町五丁目アパート５―409
破産者　鈴木寿美枝
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
神奈川県川崎市高津区下野毛２丁目５番１号フローラ野毛203、開始決定時の住所東京都町田市小山町61番地１ＳＫＳＡＭハイツ103
破産者　高橋　隼也
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１３号
東京都東村山市青葉町２丁目８番地９ミキローポ青葉町102
破産者　川原　経法
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６６５号
横浜市港北区新吉田町4283番地
破産者　本多　一雄
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄743番地１
破産者　小島　夏樹
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
静岡県賀茂郡松崎町松崎444番地の２　弘山荘アパート２号室
破産者　岡田　優子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第７号
静岡県下田市加増野25番地
破産者　塚崎　　誓
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市平田新町２番16号　パサージュ鈴鹿801号
破産者　松山武男こと　具　　八岱
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６３号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野210番地２、前住所滋賀県東近江市一式町324番地６
破産者　柴田　宣昭
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３２号
滋賀県彦根市堀町321番地
破産者　川分　徳男
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県宍粟市山崎町東下野41番地
破産者　須々木仁志
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１１１号
鳥取県境港市渡町1363番地３　市営渡団地53Ｂ棟51号
破産者　岡村　正之
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８号
高知県四万十市下田4172番地
破産者　和氣　麻由
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第五号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十六年五月二十日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録条件）に定める条件に満たない者

二　講習期間

（濃度関係）

第１回　平成二十六年七月十五日から平成二十六年七月十八日まで
第２回　平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月一日まで
第３回　平成二十六年八月二十六日から平成二十六年八月二十九日まで
第４回　平成二十六年九月九日から平成二十六年九月十二日まで